

令和7年度「協働のまちづくり推進月間」の取組案について

1. 趣旨

摂津市協働のまちづくり推進条例第12条に基づき、協働のまちづくりについて市民等の关心と理解を深めるため、毎年2月を「協働のまちづくり推進月間」と定め、協働のまちづくりの推進に関する取組を実施するものです。

※条例一部抜粋

(協働のまちづくり推進月間)

第12条 協働のまちづくりについて市民等の关心と理解を深めるため、協働のまちづくり推進月間を設ける。

2 協働のまちづくり推進月間は、毎年2月とする。

3 市は、協働のまちづくり推進月間においては、市民等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

2. 取組内容（案）

（1）講演会の開催

協働のまちづくりの推進に関するテーマで講演会とグループワークを開催することで、情報共有を図り、相互理解を深めます。

日時： 令和8年2月28日（土）午後1時30分～4時

会場： 摂津市立コミュニティプラザ 3階 コンベンションホール1

内容： 市民や地域活動団体の方を対象に協働のまちづくりについてご講演いただき、講演終了後にグループワークを行う。

講師： 久 隆浩 名誉教授（近畿大学）

（2）広報啓発活動

①広報紙への掲載

広報せつつに「協働のまちづくり推進」の趣旨、取組等の記事を掲載し、広く市民等に周知・啓発を行います。

②啓発チラシの配布

条例概要や講演会開催のチラシを市内公共施設等で配布します。